

2019年4月1日

奈良県の三信金は4月から 「後見支援預金」の取扱いを開始いたします。

奈良県信用金庫協会の3金庫(奈良信用金庫、大和信用金庫、奈良中央信用金庫)は、新たな預金「後見支援預金」の取扱いを4月1日より開始いたします。

「後見支援預金」は、後見制度(成年後見又は未成年後見)による支援を受ける方(ご本人)の財産を安全・適切に管理できる普通預金です。「後見支援預金」は、預金の払い戻しや解約などを、家庭裁判所が発行する「指示書」に基づいて行う預金であるため、ご本人の財産について透明性の高い管理が可能となります。

なお、「後見支援預金」は奈良県信用金庫協会と奈良家庭裁判所との間での協議を経て、お互いに連携を図ることで取扱い開始に至りました。

県下3金庫が全体で取り組むことにより、近年、社会問題化している後見人による不正な預金の引出しなど、不測のトラブル防止が広域的に図れることや、地域の皆様の財産を守り利便性を高めることが期待できます。

記

(1)ご利用いただける方

奈良家庭裁判所より後見開始の審判又は未成年後見人選任の審判を受けた方で、家庭裁判所から「後見支援預金」の利用に係る「指示書」を交付された方。

【対象の家庭裁判所】

奈良家庭裁判所、奈良家庭裁判所葛城支部、奈良家庭裁判所五條支部、奈良家庭裁判所吉野出張所

(2)預金特性

・普通預金口座とし、総合口座、キャッシュカード、インターネットバンキングなどの各種付帯サービスのご利用はできません。また、口座開設店の窓口以外ではお取引いただけません。

・預入期間、金額の制限はありませんが、口座開設及び入出金の都度、裁判所が発行する「指示書」が必要となります。

・日常の必要資金については、裁判所が発行する「指示書」に基づき定額自動送金取引が利用可能です。

以上

《お問合せ先》

奈良信用金庫	支店部	0743-54-3117
大和信用金庫	業務推進部	0744-42-9001
奈良中央信用金庫	業務推進部	0744-33-3314

※ 詳しくは、各信用金庫へお問い合わせください。